

## 橋本市道路工事施行承認事務要綱

(趣旨)

第1条 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定により道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合の手續については、法令その他別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「道路」とは、道路法により道路管理者である橋本市が管理する道路をいう。

2 この要綱において「工事」とは、道路について次に掲げる行為を行うものをいう。

- (1) 掘削、盛土その他の形状の変更
- (2) 工作物、物件、又は施設の埋設、新築、改築又は除去
- (3) 前2号に掲げる以外のもので市長が必要と認める行為

(承認の申請)

第3条 道路において、工事を行おうとする者は、道路工事施行承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 位置図
- (2) 現況平面図及び現況縦横断面図
- (3) 計画平面図及び計画縦横断面図
- (4) 構造図及び詳細図
- (5) 求積図
- (6) 地区関係者説明報告書
- (7) 損害賠償責任負担請書
- (8) 帰属承諾書
- (9) 現況写真
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、承認することが適当であると認めるときは、当該申請書を提出した者(以下「施工者」という。)に対し、道路工事施行承認書(様式第2号)を交付するものとし、承認することが適当でないとき、道路工事施行不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(工期の変更)

第4条 工事期間を延長したい場合は、遅くとも工事期間終了1週間前までに、工事期間変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(工事着手の届出)

第5条 施工者は、工事に着手しようとするときは、あらかじめ道路工事着手届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないとき、この限りでない。

(工事完成の届出)

第6条 施工者は、工事が完成したときは、直ちに道路工事完成届(様式第6号)を市長に提出して確認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する確認を行い、合格と認めるときは、工事完成確認書(様式第7号)を交付するものとする。

(工事の瑕疵担保)

第7条 施工者は、工事完成確認書交付日から起算して2年以内に当該工事の瑕疵が認められた場合は、市長の指示に従い、施工者の責任において、直ちに当該道路を修復しなければならない。

(境界不確定地)

第8条 道路敷又は近接地との境界が不確定な場所を工事する場合、それらの所有者や管理者と協議等を行い仮の境界を定め、同意を得ることとする。

(工事の施行方法)

第9条 施工者は、市長が別に定める道路施行承認に係る承認基準に基づき工事を施行しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、工事の承認に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。